

お客様各位

大阪信用金庫

## 「普通預金規定」等の一部改定について

平素は大阪信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、お客様の利便性向上を目的として、一部窓口において窓口受付端末(タブレット端末)や印鑑スキャナを全店に導入いたしました。今後、全店に順次増設予定となっております。つきましては、関係規定を下記のとおり改定いたします。

## 記

## 1. 改定日

2023年1月16日(月)

## 2. 改定対象

- (1) 普通預金規定
- (2) 貯蓄預金規定
- (3) 無利息型普通預金規定
- (4) 定期性総合口座取引規定
- (5) 振込規定
- (6) だいしんキャッシュカード・だいしん貯蓄預金カード規定
- (7) だいしんICキャッシュカード規定

## 3. 改定内容

## (1) 普通預金規定

※下線部が改定箇所

変更前	変更後
<p><b>第6条 (預金の払戻し)</b></p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。ただし、当金庫がだいしんキャッシュカード規定に定める方法により当金庫の窓口においてカード・暗証番号等による本人確認を行った場合、当金庫は前記の方法によらずにこの預金の払戻しに応じることができます。この取扱</p>	<p><b>第6条 (預金の払戻し)</b></p> <p>(1) この預金を払戻すときは、<u>届出の印章により、</u>当金庫所定の払戻請求書に記名<u>押印し、</u><u>または当金庫所定の印鑑スキャナに</u>押印して、<u>通帳とともに提出してください。</u>ただし、当金庫がだいしんキャッシュカード規定に定める方法により当金庫の窓口においてカード・暗証番号等による本人確認を行った場合、当金庫は前記の方法によらずに</p>

<p>いにより損害が生じた場合の当金庫の責任については、だいしんキャッシュカード規定によるものとします。</p>	<p>この預金の払戻しに応じることができません。この取扱いにより損害が生じた場合の当金庫の責任については、だいしんキャッシュカード規定によるものとします。</p>
<p><b>第10条 (印鑑照合等)</b></p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条の規定により補てんを請求することができます。</p>	<p><b>第10条 (印鑑照合等)</b></p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類<u>または当金庫所定の印鑑スキャナ</u>に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類<u>等</u>につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条の規定により補てんを請求することができます。</p>

※上記2. (2)貯蓄預金規定、(3)無利息型普通預金規定、(4)定期性総合口座取引規定については同様の改定となっているため、詳細については変更後の各規定をご参照ください。

(2)振込規定

※下線部が改定箇所

変更前	変更後
<p>1. (適用範囲)</p> <p>振込依頼書または当金庫の振込機による当金庫または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。</p>	<p><b>第1条 (適用範囲)</b></p> <p>振込依頼書<u>もしくは当金庫所定の窓口受付端末</u>または当金庫の振込機による当金庫または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。</p>
<p>2. (振込の依頼)</p> <p>(1) 省略</p>	<p><b>第2条 (振込の依頼)</b></p> <p>(1) 省略</p> <p><u>(2) 当金庫所定の窓口受付端末による振込の依頼は、次により取扱います。</u></p> <p><u>①振込の依頼は窓口営業時間内に受け取ります。</u></p> <p><u>②当金庫所定の窓口受付端末を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼</u></p>

<p>(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。</p> <p>① 振込機は当金庫所定の時間内に利用することができます。</p> <p>② 1回および1日あたりの振込金額は、当金庫所定の金額の範囲内とします。</p> <p>③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください、振込金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。</p> <p>④ 当金庫は振込機に入力された事項を依頼内容とします。</p> <p>(3) 前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(4) 振込の依頼にあたっては、振込金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込金等」といいます。）を支払ってください。</p>	<p><u>人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に入力または選択してください。</u></p> <p><u>③当金庫は当金庫所定の窓口受付端末に入力された事項を依頼内容とします。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 前1. 2. 3項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機<u>および当金庫所定の窓口受付端末</u>への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(5) 同左</p>
<p>3. (振込契約の成立)</p> <p>(1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当金庫が振込の依頼を承諾し振込金等を受領した時に成立するものとします。</p>	<p><b>第3条 (振込契約の成立)</b></p> <p>(1) 振込依頼書<u>および当金庫所定の窓口受付端末</u>による場合には、振込契約は、当金庫が振込の依頼を承諾し振込金等を受領した時に成立するものとします。</p>

(3)だいしんキャッシュカード・だいしん貯蓄預金カード規定

※下線部が改定箇所

変更前	変更後
<p>9. (カード・暗証番号の管理等)</p> <p>(1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。</p>	<p><b>第9条 (カード・暗証番号の管理等)</b></p> <p>(1) 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類<b>等</b>に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。</p>
<p>14. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定のお預入れ票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p><b>第14条 (預金機・支払機・振込機への誤入力等)</b></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定のお預入れ票または払戻請求書<b>等</b>への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

※上記2. (7)だいしんICキャッシュカード規定については同様の改定となっているため、詳細については変更後の規定をご参照ください。